

富里市男女共同参画計画(第2次)

〈改訂版〉

概要版



平成30年3月
千葉県富里市

計画の見直しの趣旨

本市では、平成15年に「富里市男女共同参画計画」（計画期間 平成15年度～24年度）を策定し、平成25年に内容を更に充実させた「富里市男女共同参画計画（第2次）」（計画期間 平成25年度～34年度）を策定することにより、男女共同参画社会の実現に向け、各施策の推進に取り組んできました。

現行計画から5年が経過し、少子高齢化の進展や労働人口の減少など社会経済情勢がめまぐるしく変化する中で、新たな課題に対応し、男女がお互いの違いを認め、性別に関わりなく尊重しあい、協力しながら、子どもたちが将来誇れる「ふるさと 富里」を築いていくため、これまでの成果と課題を踏まえつつ、「富里市男女共同参画計画（第2次）」の一部を見直し、新たな施策を加えて総合的に男女共同参画社会の実現に向けた各施策を推進していきます。

- 女性活躍推進法に基づく推進計画に該当する施策・・・21
- 新規に追加した施策・・・4
- 施策内容を変更したり、新たに事業項目・数値目標を設定した施策・・・67
- 見直し前の計画では、97の施策がありましたが、数値目標を設定している施策は44となっていました。今後、5年間にわたり計画の進捗状況を管理していくため、また、各施策が効果的に実施されているかを把握する上で、数値目標の設定は重要です。富里市男女共同参画計画（第2次）改訂版では、101の施策中、92の施策に数値目標を設定しています。

計画の位置づけ

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく基本計画として位置づけます。
- この計画は、平成13年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆるDV防止法）」第2条の3第3項の規定に基づくDV基本計画として位置づけます。
- この計画は、平成27年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（いわゆる女性活躍推進法）」第6条第2項の規定に基づく推進計画として位置づけます。
- この計画は、国の第4次男女共同参画基本計画や第4次千葉県男女共同参画計画を踏まえるとともに、富里市総合計画後期基本計画（平成28年度～平成32年度）との整合性を図りながら、男女共同参画社会づくりを推進していくための計画です。

計画の期間

富里市男女共同参画計画（第2次）の計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間ですが、平成29年度は計画の中間年となることから、国・県の動向や社会情勢、市民意識の変化やニーズを踏まえるため見直しを行い、本改訂版（平成30年度から平成34年度）に基づき、計画の更なる効果的な推進を図っていきます。

基本目標・基本方針

この計画は、性別にかかわらずお互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受することができ、なおかつともに責任を担う社会づくりを推進することを目的とし、男女共同参画基本法の基本理念である5つの柱「男女の人権の尊重」「社会における制度・慣行についての配慮」「政策等の立案・決定への共同参画」「家庭生活における活動とほかの活動の両立」「国際協調」に則り、「一人一人が生きる男女共同参画社会づくり」を基本目標に、5つの基本方針から構成しています。

〈基本目標〉 一人一人が生きる男女共同参画社会づくり

〈基本方針〉

- 1 男女の人権が尊重される社会をつくる
- 2 一人一人の個性を認め合う社会をつくる
- 3 あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる
- 4 だれもが働きやすい社会をつくる
- 5 だれもが安心して暮らせる社会をつくる

基本方針 1 男女の人権が尊重される社会をつくる

人権の尊重は、男女共同参画社会の実現に必要不可欠なものです。すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。しかし、残念なことに暴力は様々な形で存在し続けています。どのような形や理由であっても、暴力は重大で深刻な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

近年ではドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待などがエスカレートした結果、被害者が亡くなるなどの重大な事件に発展するケースも存在します。DVは密室で起こることが多く、発見されにくく潜在化してしまうという問題があります。暴力が家庭内で起きた場合、同居する子どもの心にも深刻な影響を及ぼすばかりでなく、子どもへも暴力が及ぶ場合もあり、DVと児童虐待は密接に関連していると言えます。それらの暴力の根絶に向けて広報・啓発活動を続けるとともに、子どもたちが加害者や被害者にならないよう学校現場等で予防教育を実施したり、年々増加傾向にある相談や事例について早期発見・早期対応・生活再建支援など総合的な支援が行えるよう、相談体制の充実に努めます。

（1）性差による人権侵害を許さない社会環境づくり

【施策】

- ✓ 人権尊重についての広報・啓発
- ✓ 人権侵害に対する相談等の充実
- ✓ 性的指向やLGBT（性的少数者）への理解促進

（2）性差による暴力等の根絶

【施策】

- ✓ DVやセクハラ防止に関する啓発
- ✓ デートDVの防止に関する教職員及び保護者への啓発
- ✓ 地域の安全に向けた防犯対策への取り組み強化 など

(3) DVに関する相談・支援体制の充実

【施策】

- ✓ DV及び児童虐待に関する相談体制の強化・充実
- ✓ 緊急保護等を求めるDV被害者の支援
- ✓ DV被害者に接する関係職員の研修機会の提供 など

(4) メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

【施策】

- ✓ 有害な違法看板などの広告物の排除の強化
- ✓ 有害情報から青少年を守るための啓発
- ✓ メディア・リテラシーの学習機会の充実

(5) 性の商品化を防ぐための意識啓発

【施策】

- ✓ 性の商品化防止のための啓発活動の推進
- ✓ 性感染症等についての正しい知識、情報の提供
- ✓ 売買春、人身取引等の発生を防ぐための性教育の実施

基本方針2 一人一人の個性を認め合う社会をつくる

1999年に男女共同参画社会基本法が制定されてから18年が経過しましたが、男女に限らず、男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要なことであるということが十分に理解されていないのが現状です。本市においても平成28年12月に行った「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」で、「全体的に平等になっていない」と回答した人の割合が約5割を占めており、「どちらともいえない」と回答した人の割合を含めると約8割に上ります。

古くから伝わるしきたりや慣行等の影響もあり、人々の中に長い時間をかけてつくられた固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変化しつつありますが、いまだに根強く残っている部分もあるようです。こういった男女間の不平等感を払拭するばかりでなく、子ども、若年層、高齢者、障がい者、外国人等あらゆる立場の人々にとって男女共同参画が必要であることを誰もが共感できるよう、継続して男女共同参画の理念を広めていくことが重要です。

(1) 男女平等意識の醸成

【施策】

- ✓ 男女平等意識の啓発
- ✓ 男女共同参画の視点による広報活動
- ✓ 市職員の男女共同参画に関する意識の醸成 など

(2) 家庭・地域における学習機会の充実

【施策】

- ✓ 男女共同参画に関連する講座、セミナー等の開催
- ✓ 講座を開催する際の一時保育サービスの実施と利用の促進
- ✓ 家庭において男女平等教育を進めるための啓発活動の推進 など

(3) 学校等における男女平等教育の充実

【施 策】

- ✓ 学校教育における男女平等教育の推進
- ✓ 性別にとらわれないキャリア教育の推進
- ✓ 教育関係者の男女共同参画に関する理解の推進 など

基本方針3 あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる

男女共同参画社会を形成するためには、社会のあらゆる分野で男女が対等なパートナーとして活動に参画し、責任をともに担っていくことが重要です。また、将来にわたり持続可能で暮らしやすいばかりでなく、多様性に富んだ活力ある地域社会を築いていくためには、多様な視点の導入や新たな発想を取り入れ、女性の活躍をあらゆる分野において進めることが大切です。

女性の参画は様々な分野で進んできてはいますが、本市の審議会、委員会等の女性委員の登用率は平成27年4月1日時点では23%、平成28年4月1日時点では25%、平成29年4月1日時点では23%であり、20%台を推移している状況であるため、市政への女性参画が十分に進んでいるとは言えないため、引き続き女性登用の推進に向け取り組んでいきます。

また、女性の能力開発や養成にも取り組み、あらゆる場面で共同参画できる社会づくりに繋げていきます。

(1) 市政への女性参画の推進

【施 策】

- ✓ 審議会、委員会等への女性の参画の推進
- ✓ 審議会等への公募委員の登用
- ✓ 選挙啓発活動の推進 など

(2) 政策・方針決定への女性参画の促進

【施 策】

- ✓ 各種団体等における女性リーダーの拡充の働きかけ
- ✓ 企業運営等における女性の参画促進のための働きかけ
- ✓ 市職員の研修機会の充実 など

(3) 男女共同参画の視点に立った協働のまちづくりの推進

【施 策】

- ✓ 市民活動サポートセンター機能の充実
- ✓ 地域活動における男女共同参画の促進

(4) 防災・減災への男女共同参画の推進

【施 策】

- ✓ 防災分野における男女共同参画の推進
- ✓ 地域における防災訓練及び自主防災組織活動の支援

基本方針4 だれもが働きやすい社会をつくる

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの整備により、法制面では労働条件が保障されるようになり、女性労働者を取り巻く環境は一定の改善は見られるものの、いまだに結婚や出産・育児、介護を理由に退職する女性が多く見られます。

また、採用・待遇・昇進などにおいても男女の格差が残っており、就業している女性の中には男性に比べて非正規雇用の割合が高く、正規雇用と非正規雇用の賃金格差が男女間の賃金格差の一因となっていると考えられます。こうした背景を踏まえ、再就職や継続就業を望む女性や、困難な状況にある若年層の就業支援などに取り組むとともに、農業や商工業などの分野における女性や若年層の労働環境整備を通じて、ワーク・ライフ・バランスの推進に繋げていきます。

(1) 雇用の機会、条件の改善

【施策】

- ✓ 再就職支援の情報提供
- ✓ 障がい者の生活・就労に関する支援
- ✓ 困難な状況におかれた若年層の就業支援 など

(2) 働く場の環境整備

【施策】

- ✓ セクハラ・パワハラ等防止のための啓発活動の推進
- ✓ 職場における慣行を見直すための啓発活動の推進

(3) 家内就労者の条件整備

【施策】

- ✓ 農業、商工業に従事する女性の労働環境改善のための啓発活動の推進
- ✓ 家族経営協定の推進
- ✓ 法人化など農業経営に関する情報提供

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策】

- ✓ ワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発の推進
- ✓ 育児・介護休業法の周知・徹底
- ✓ 男女とも参加できる家事・育児・介護講座等の開催 など

基本方針5 だれもが安心して暮らせる社会をつくる

少子高齢化が進展するとともに核家族化が進むなど地域社会における人間関係も希薄になり、子育ての悩みを相談する相手が身近にいないなどの現状があります。社会全体で子育てに対する支援を行う体制を作り、子どもを安心して産み育てられる環境の整備を促進していくことが重要です。このことは、女性が職業生活等において活躍し続ける上でも、とても重要と考えることができます。加えて、ひとり親家庭では仕事、家事、育児をすべてひとりで担う必要があり、経済・教育面等で不安や負担が大きくなっています。多くのひとり親家庭では経済的に厳しい状況に置かれており、安定した生活と子どもの健全な成長のための経済的支援と自立に向けた就労支援が必要です。

また、高齢者や障がい者福祉の充実、外国人への支援を図ることにより、高齢者や障がい者、外国人が社会参加の機会を持ち、地域社会において孤立することなく地域住民と関係を持ちながら、安心して暮らすことができるよう支援することが必要です。

(1) 子育てへの支援

【施策】

- ✓ ファミリーサポートセンターの充実
- ✓ 病児・病後児保育の充実
- ✓ 地域で支援する子育て体制の整備 など

(2) 健康づくりの推進

【施策】

- ✓ 育児相談、栄養指導など母子保健の充実
- ✓ 各種検診事業の充実
- ✓ 健診や人間ドック等に関する情報提供及び受診しやすい体制の整備 など

(3) ライフステージに適した福祉の推進

【施策】

- ✓ 高齢者の社会参加の促進
- ✓ ひとり暮らし高齢者等に対する地域での見守り支援の推進
- ✓ 障がい者（障がい児）福祉の充実 など

(4) 国際交流の推進

【施策】

- ✓ 国際理解教育の推進
- ✓ 国際交流事業の推進
- ✓ 外国人相談業務・行政サービスの充実 など

女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に該当する施策

基本方針	施策の方向	施策名
2 一人一人の個性を認め合う社会をつくる	(3) 学校等における男女平等教育の充実	性別にとらわれないキャリア教育の推進
3 あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる	(1) 市政への女性参画の推進	審議会、委員会等への女性の参画の推進
	(2) 政策・方針決定への女性参画の推進	各種団体等における女性リーダーの拡充の働きかけ
		企業運営等における女性の参画促進のための働きかけ 市職員の研修機会の充実 市管理職への女性登用の推進
4 だれもが働きやすい社会をつくる	(1) 雇用の機会、条件の改善	労働基準法の周知・徹底
		男女雇用機会均等法の周知・徹底
		職業技術等を取得するための講座等の情報提供 起業家を支援するための融資制度等の情報提供
		女性の就労への理解に向けた啓発活動の推進 再就職支援の情報提供
	(2) 働く場の環境整備	セクハラ・パワハラ等防止のための啓発活動の推進
		職場における慣行を見直すための啓発活動の推進
	(3) 家内就労者の条件整備	農業、商工業に従事する女性の労働環境改善のための啓発活動の推進
		家族経営協定の推進
(4) ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発の推進	
5 だれもが安心して暮らせる社会をつくる	(1) 子育てへの支援	多様な保育サービスの充実
		ファミリーサポートセンターの充実
		病児・病後児保育の充実
		放課後学童クラブの充実

富里市 総務部企画課

〒286-0292 千葉県富里市七栄652-1 TEL 0476-93-1118 FAX 0476-93-9954
E-mail kikaku@city.tomisato.lg.jp
http://www.city.tomisato.lg.jp